

令和8年4月21日

横浜市金沢区長

齋藤 真美奈 様

横浜市西柴地域ケアプラザ及び

横浜市西柴コミュニティハウス指定管理者選定委員会

委員長 叶谷 由佳

横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハウス

指定管理者選定委員会の選定結果について（報告）

標記について、横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハウス指定管理者選定委員会運営要綱第10条に基づき、別紙のとおり、報告します。

【添付資料】

横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハウス指定管理者選定委員会選定結果報告書

横浜市西柴地域ケアプラザ及び
横浜市西柴コミュニティハウス
指定管理者選定委員会
選定結果報告書

令和8年4月

1 経緯

横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハウスの次期指定管理者の選定にあたり、横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハウス指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類及び面接審査等を受けて審議を行いました。

このたび、審議が終了し、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）を選定いたしましたので、次のとおり選定結果を報告します。

2 選定対象施設

横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハウス

3 選定委員会委員

委員長	叶谷 由佳	（横浜市立大学 医学部看護学科 老年看護学 教授）
委員	池田 貴世香	（東京地方税理士会横浜南支部税理士）
	魚谷 晶子	（金沢区主任児童委員連絡会 代表）
	小沼 春日	（関東学院大学 社会学部現代社会学科 教授）
	長谷川 淳一	（金沢東部地区連合町内会 会長）
	宮野 明雄	（金沢東部地区社会福祉協議会 会長）
	山岸 満里子	（障害児者いきいきネット 代表）
	山田 佳一	（西柴団地自治会 会長）

4 指定候補者選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴人：0人）	令和7年12月8日（月）
公募書類の配布（ウェブページにて公表）	令和7年12月16日（火）から 令和8年2月6日（金）まで
現地見学会及び応募説明会 ※申込は、令和7年12月22日（月）まで	令和7年12月24日（水）
公募要項等に関する質問受付（0団体、0問）	令和7年12月25日（木）から 令和8年1月14日（水）まで
応募書類の受付期間（1団体）	令和8年1月28日（水）から 令和8年2月6日（金）まで
◆第2回選定委員会（傍聴人：0人）	令和8年3月24日（火）

（◆は選定委員会）

5 選定にあたっての考え方

選定委員会では、あらかじめ定めた「指定管理者選定の評価基準」に従って、応募者から提出された応募書類及び面接審査等を行い、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、応募書類の内容審査及び公開の面接審査（プレゼンテーション及び質疑応答）を行いました。

なお評価は、各選定委員が400点満点（現指定管理者の場合には430点満点）で採点した上で、最高点をつけた委員（複数名いる場合は1名のみ）及び最低点をつけた委員（複数名いる場合は1名のみ）の点数を除く残りの委員の合計点を選定委員会の点数とし、その合計点が最も高い団体を指定候補者、指定候補者を指定管理者として指定できない場合に指定候補者に代わって指定候補者になる者を次点候補者とししました。また、自主事業（指定管理事業以外）の提案や本市重要施策を踏まえた取組を行っている場合は加点できることとし、さらに既存の指定管理者の実績評価として各選定委員が加減-14点から+30点をもって評価に加えることができることとししました。

応募団体が1団体のみの場合であっても、最低制限基準に満たないときは指定候補者として選定されないこととししました。なお最低制限基準は第2回選定委員会の出席委員数に応じて次のとおり取り扱うこととし、今回は出席委員が7名のため、最大点数1,850点の60%である1,110点とししました。

【第2回選定委員会の出席委員数が6名以上の場合】

最低制限基準は、評価項目7～9を除く評価基準項目の合計点（満点370点）に、第2回選定委員会出席委員数から2名除いた委員数を乗じて算出した点数の60%とする。

なお最低制限基準を満たしているかどうかは、第2回選定委員会出席委員のうち、評価項目7～9を含めて最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除いた委員の、評価項目7～9を除いた採点を合計した点数で比較することとする。

また、最高点をつけた委員が2名以上いる場合又は最低点をつけた委員が2名以上いる場合は、それぞれ1名分の配点のみを最低制限基準から除くこととする。

【第2回選定委員会の出席委員数が6名未満の場合】

最低制限基準は、評価項目7～9を除く評価基準項目の合計点（満点370点）に、第2回選定委員会出席委員数を乗じて算出した点数の60%とする。

<表>評価基準項目

項目	評価の視点	配点
1 運営ビジョン		
(1) 地域における役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組が具体的であるか。 ・コミュニティハウスが置かれている地域の特性を理解し、地域のニーズを運営に反映させる方法が具体的であるか。 	40
(2) 担当地域の特色、課題及び将来	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集 	30

像並びにそれに係る取組	及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画があるか。 ・上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するため、関係団体等との連携方法は具体的であるか。	
(3) 担当地域における関係団体等との連携について	・地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザ又は地区センター等との連携方法は具体的であるか。	10
(4) 合築施設との連携について	・同一敷地内の合築施設との連携方法は具体的であるか。	10
2 団体の状況		
(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等	・団体の理念、基本方針及び事業実績等が公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	10
(2) 財務状況	・予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤があるか。	10
3 職員配置及び育成		
(1) 施設長及び職員の確保、配置	・施設長（予定者）として必要な経験・指導力等を有しているか。 ・地域ケアプラザを運営するための人員配置及び勤務体制が適切なものになっているか。また、必要な有資格者・経験者の確保策に具体性はあるか。 ・コミュニティハウスを運営する職員の人員体制と勤務体制は具体的であるか。	15
(2) 育成・研修	・地域ケアプラザ及びコミュニティハウスの機能を発揮するための人材育成及び研修計画は効果的・具体的な内容になっているか。	10
4 施設の管理運営		
(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組	・施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な修繕費予算が確保されているか。また、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び発生した修繕に対し迅速に対応できる計画が立てられているか。	10
(2) 事件事故防止体制、緊急時の対応	・事件事故の防止体制が適切であるか。また、事件事故発生時における緊急の対応について	10

	は、連絡体制等に具体性はあるか。	
(3) 災害に対する取組		
ア 福祉避難所の運営	・発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）が具体的な内容になっているか。	10
イ 災害に備えるための取組	・震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組が具体的な内容になっているか。	
(4) 公正・中立性の確保	・公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組が示されているか。	5
(5) 利用者のニーズ及び要望への対応	・利用者の意見及び要望等の受付方法並びにこれらに対する改善方法に具体性があるか。	5
(6) 個人情報保護、情報公開、人権尊重	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ・人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組になっているか。	5
(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注等、本市の重要施策を踏まえた取組	・横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等、横浜市の重要施策を踏まえた取組になっているか。	5
5 事業		
(1) 全事業共通		
ア 施設の利用促進	・施設稼働率目標及び利用促進の方針があり、実行性及び実現性を伴う計画となっているか。	30
イ 総合相談（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）	・高齢者、子ども、障害者等幅広い分野の相談を受け止め、情報提供等適切な対応ができる体制にあるか。	
	・日頃から他機関と密に連携を行い、必要な時に適切な相談先を紹介できるか。 ・地域の特徴やニーズを把握し、相談や情報提供の手法に反映させているか。	
ウ 各事業の連携及び関連施設（他の市民利用施設等）との連携	・地域ケアプラザ及びコミュニティハウスの役割を果たすために、各事業で把握した課題や地域の情報等を共有するための方策が具体的な内容となっているか。 ・事業効果を上げるため、関連施設と連携して	

	業務を行える内容となっているか。	
エ 地域福祉保健のネットワークの構築	・地域の関連団体や関係機関と情報交換や定期的な会合等を通じてネットワークが構築できる内容となっているか。	
オ 区行政との協働	・区の方針等を十分に把握したうえで連携する具体的な考えがあるか。また、地域ケアプラザの役割を理解し、区と協働して取り組む計画となっているか。	
カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進	・区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働して地域の課題解決に向けて積極的に取り組む内容が記載されているか。	
(2) 地域ケアプラザ運営事業		
ア 自主企画事業（指定管理事業）	<p>・自主事業を通じて福祉保健活動の開発・実施や新たな地域福祉のための取組を地域の実情やニーズに合わせて行う計画となっているか。</p> <p>・高齢者だけでなく、子ども・障害者等の分野の取組や自主活動化への働きかけの取組が、具体的であるか。</p> <p>※子ども分野 子ども・青少年が健やかに成長し、自立していくため、地域で多様な人との交流や体験を得られる場づくりや担い手づくり等の取組を行っているか。</p> <p>※障害者分野 障害のある方が住みなれた地域で安心して生活し続けるための取組を行っているか。</p>	20
イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供	・福祉保健活動団体及び地域団体に活動する場の提供を行うにあたって、利用促進を図るための具体的な取組が示されているか。	
ウ ボランティア登録、育成及びコーディネート	・ボランティア登録及びコーディネートとともにボランティア育成のための具体的な取組が示されているか。	
エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供	・地域における福祉保健活動団体や人材等の社会資源を把握し、情報提供する具体的な内容となっているか。	

(3) 生活支援体制整備事業		
ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析	・担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に示されているか。	20
イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析	・民間企業や NPO 法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的に示されているか。	
ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）	・目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に示されているか。	
エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組	・高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に示されているか。	
(4) 地域包括支援センター運営事業		
ア 総合相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップサービスの相談窓口として役割を十分認識し、総合相談を受けるための十分な体制が整っているか。 ・相談内容の共有や分析により、地域課題の把握や必要な取組につなげる内容となっているか。 	40
イ 認知症支援事業	・認知症の正しい理解の促進、認知症の人と家族が安心して過ごせる地域づくり、認知症の早期発見・対応、切れ目のない支援体制の構築に向けた計画となっているか。	
ウ 権利擁護業務	・高齢者が尊厳を守られ安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進・高齢者虐待及び困難事例への対応・養護者の支援・消費者被害防止の推進のため、専門的かつ継続的な支援体制を整えられているか。	
エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等		
(ア) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	・ケアマネジャーが高齢者の個々の状況や変化に応じた支援を行うために必要な、①ケアマネジャーが活動しやすい環境整備（地域住民・関係機関との連携支援）、②ケアマネジャーに対する相談・助言、③新任ケアマネジャー育成支援等を行い、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることができるよう支援体制を整え	

		られているか。	
	(イ) 在宅医療・介護連携 推進事業	・在宅医療連携拠点等との協力体制の構築、介護関係者に対する相談支援、医療や介護の関係者と連携したケアマネジメントの実践ができる計画となっているか。	
オ	地域ケア会議	・地域ケア会議の機能を理解し、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり・資源開発を推進するために地域ケア会議が活用できる計画となっているか。	
カ	指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）	・自立に向けた効果的なケアマネジメントを実施するための人員確保、人材育成等の計画があるか。 (指定居宅介護支援事業者への業務の一部の委託) ・委託先の選定にかかる公正・中立性の確保及びケアマネジメント業務にかかる適切な指導（計画に位置づけたサービス提供事業所の公正・中立性の確保を含む）などが確保できる計画となっているか。	
キ	一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）	・介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の事業の展開が横浜市及び区の方針に沿った具体的な計画となっているか。	
ク	多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築	・地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会資源との連携を構築するための計画が具体的かつ実現可能なものとなっているか。	
(5)	居宅介護支援事業	・公の施設における事業提供である認識があり、指定介護予防支援事業者との連携体制等についても十分に配慮されているか。	5
(6) コミュニティハウス運営事業			
ア	施設の運営計画		
	(ア) 設置理念を実現する 運営内容	・地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させる具体的な取組などが提案され、コミュニティハウスの基本理念を効果的に達成する運営計画となっているか。	50
	(イ) 利用者サービス向上 の取組	・利用者サービスを向上する取組について、具体的かつ現実的な提案がなされているか。	

	イ 自主事業（指定管理事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティハウス自主事業の趣旨に沿った計画となっており、地域住民の自主的活動や相互交流の促進が具体的に見込める提案内容となっているか。 ・内容が多岐に渡り、幅広い層の住民が参加できる計画となっているか。 ・質の高い事業を行う工夫が行われているか。 ・地域住民が参加しやすい参加費設定を基本としているか、多彩で魅力的な事業の実施にあたっては妥当な参加費の設定となっているか。 	
6 収支計画及び指定管理料			
	(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。 ・効率性だけでなく、人件費や施設修繕費、利用者サービス向上につながる経費などの必要な項目に適切に充てられているか。 ・利用者サービスのための経費への配分等、施設の特長や課題に応じた費用配分となっているか。 	5
	(2) 収支計画		
	ア 収入計画	・収入計画は具体的であり、実現性があるか。	15
	イ 増収策	・自主事業収入及び雑入の増収策と積算根拠は具体的か。	
	ウ 支出計画	<ul style="list-style-type: none"> ・支出計画は具体的であり、実現性があるか。 ・経費削減が図られているか。 	
7 自主事業（指定管理事業以外）の実施			
	意欲的な自主事業（A型又はB型）の提案があるか。		15
8 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況※			
	(1) 障害者雇用率が法定雇用率を超える団体		6
	(2) ワークライフバランス及び男女共同参画の推進		
	ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定		3
	イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定		3
	ウ 次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定		3
9 前期の指定管理業務の実績			

(1) 地域ケアプラザ事業の実績		
ア 前期の指定管理業務の実績	・前期の指定期間における地域ケアプラザ事業の実績が優れているか。	-4~15
イ 職員配置状況	・過去3年間の常勤職員充足率が97.25%を超過しているか。 ■計算対象期間 令和4年度から令和6年度まで ■計算方法 常勤職員（増員含む）合計配置日数／3年間	-3 or 0
(2) コミュニティハウス事業の実績	・選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。（達成できなかった場合は、減点対象） ・区の業務点検による評価や第三者評価の結果等が優秀であり、要求水準を上回っていたか。（要求水準を下回った場合は、減点対象）	-7~15
合 計		430

6 応募者の制限の確認

指定管理者公募要項に定める応募条件等について、応募者が資格を有し、欠格事項に該当しないことを確認しました。

(1) 応募者の資格

ア 単独で応募する場合は法人であること、共同事業体として応募する場合は構成団体の一つは(イ)に該当する法人であること

※上記については、(イ)の指定を受けるにあたって法人である必要があるためです。

イ 横浜市地域ケアプラザ条例第2条第1項第6号及び第7号に掲げる事業を行うに当たって必要とされる介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項又は第58条第1項の指定を受けることができる認められる者（横浜市地域ケアプラザ条例施行規則第4条）

※上記については、「居宅介護支援事業及び介護予防支援事業の指定を受けることができる認められる者」となります。

※共同事業体の場合は、構成団体の一つは上記指定を受けることができる認められる者となります。

(2) 欠格事項

次に該当する法人その他団体は、応募することができません。

ア 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること。

イ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。

ウ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること。

エ 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取り

消しを受けたものであること。

オ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること。

カ 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること。

※本項目は、応募団体から提出された「役員等氏名一覧表（様式5）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行いました。

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合においては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと

(3) 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

ア 公募要項に定める手続きを遵守しない場合

イ 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

7 応募団体

社会福祉法人昴

8 選定結果

選定委員会において、厳正な審議を行った結果、次の団体を指定候補者及び次点候補者と決定しました。

指定候補者の得点は、別添の指定管理者評価基準項目別評価結果を参照してください。

順位	団体名
指定候補者	社会福祉法人昴
次点候補者	なし

9 審査講評

(1) 指定候補者（社会福祉法人昴）

現指定管理者としての実績や安定した運営が評価できる。地域ニーズを踏まえた事業展開や多様な主体を巻き込んだ取組、丁寧なサービス提供が好印象であった。

一方、提案のあった自主企画事業及び防災対応については、今後、内容の詳細を詰めていく必要がある。

10 添付資料

指定管理者評価基準項目別評価結果

キ 一般介護予防事業(介護予防普及強化業務)												
ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築												
(5) 居宅介護支援事業	25	(5)	18	(72.0%)	4	4	3	5	3	3	4	
(6) コミュニティハウス運営事業	250	(50)	240	(96.0%)	50	50	40	50	30	50	50	
6 収支計画及び指定管理料	100	(20)	76	(76.0%)	16	16	12	20	12	12	20	
(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分	25	(5)	19	(76.0%)	4	4	3	5	3	3	5	
(2) 収支計画	75	(15)	57	(76.0%)	12	12	9	15	9	9	15	
委員ごとの合計	1,850	(370)	1,557	(84.2%)	312	321	276	366	242	300	348	
最低制限基準					1,110			「7 自主事業(指定管理事業以外)の実施」から「9 前期の指定管理業務の実績」を除く評価基準項目の合計点に、第2回選定委員会出席委員数から2人除いた委員数を乗じて算出した点数の60%				
最低制限基準に対する得点					1,557			「7 自主事業(指定管理事業以外)の実施」から「9 前期の指定管理業務の実績」を含めて最高点をつけた委員及び最低点をつけた委員を除いた委員の、「7 自主事業(指定管理事業以外)の実施」から「9 前期の指定管理業務の実績」を除いた採点の合計				
7 自主事業(指定管理事業以外)の実施	75	(15)	75	(100.0%)	15	15	15	15	10	15	15	
(1) 意欲的な自主事業(A型又はB型)の提案があるか。	75	(15)	75	(100.0%)	15	15	15	15	10	15	15	
8 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況	75	(15)	0	(0.0%)	0	0	0	0	0	0	0	
(1) 障害者雇用率が法定雇用率を超える団体	30	0 or 6	0	(0.0%)	0	0	0	0	0	0	0	
(2) ワークライフバランス及び男女共同参画の推進	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	15	0 or 3	0	(0.0%)	0	0	0	0	0	0	0	
イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定	15	0 or 3	0	(0.0%)	0	0	0	0	0	0	0	
ウ 次世代育成支援対策推進法による認定、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定又はよこはまグッドバランス企業の認定	15	0 or 3	0	(0.0%)	0	0	0	0	0	0	0	
9 前期の指定管理業務の実績	150	(30)	126	(84.0%)	26	26	20	15	7	25	29	
(1) 地域ケアプラザ事業の実績	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ア 前期の指定管理業務の実績	75	-4~15	63	-	13	13	10	8	4	13	14	
イ 職員配置状況	0	-3 or 0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	
(2) コミュニティハウス事業の実績	75	-7~15	63	-	13	13	10	7	3	12	15	
委員ごとの合計					353	362	311	396	259	340	392	
最高点								最高点				
最低点								最低点				
合計(最高点及び最低点除く)	2,150	(430)	1,758	(81.8%)	353	362	311	0	0	340	392	
採点上の取扱い								最高点のため除外	最低点のため除外			